

2010年10月18日

B型肝炎訴訟・国の「財源論」について

B型肝炎九州訴訟原告団・弁護団

本日、福岡地方裁判所の和解協議において、被告国から「和解金額に関する国の考え方」が示された。その内容が、薬害C型肝炎患者に対する救済法と合理的理由もなく区別していることの不合理性は、すでに指摘したとおりである。

最大の問題は、被告国が、何ら根拠を示すことなく、莫大な「国民負担」が必要であると一方的に主張していることである。

本件訴訟は、昭和23年から63年までの40年間、肝炎感染の危険性が明白だった予防接種の回し打ちを放置し続けた国の加害行為の責任の取り方が問われている。

40年間にわたり、全国民に強制して回し打ちをし、その結果B型肝炎に感染した被害者が多数に上るのは、国が長きにわたって、国民の生命・健康を危険にさらし続けた責任の重さと大きさを物語るものである。

この訴訟は福祉施策をお願いする訴訟ではなく、国の違法行為に対して謝罪と償いを求める訴訟であり、財源問題を理由に賠償額を減額できるものではない。長妻厚生労働大臣（当時）も、本年4月2日に「財政の枠組みありきではありません。」と答弁している。

多数の被害者を出してしまった加害者であれば、「賠償すると大変なことになる」と居直る前に、まずは多数の被害者に対して直ちに謝罪すべきである。

国は、いまだに原告の誰1人も被害者と認めたことがなく、謝罪もしたことがない。このような国の姿勢は、自らの加害責任をうやむやにした上で、被害者の被害もうやむやにするものであって極めて不当である。

このように国の責任を棚上げにして、国民に対して必要な説明も行うことなく、「国民の理解と協力」を口実に本件の早期全面解決を拒むことはとうてい許されない。